

長野県及び市町村による協働電子図書館構築業務 仕様書（案）

この仕様書は、県立長野図書館（以下「発注者」という。）が実施する長野県及び市町村による協働電子図書館構築業務（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

長野県及び市町村による協働電子図書館構築業務

2 業務目的

長野県及び県内の市町村が連携・協働して、全ての県民が、居住する地域や世代の違い、障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で、必要とする情報（電子書籍）にアクセスできる環境を整備する。

これにより、学びの選択肢を増やし、さまざまな障壁をなくしていくことで、「公正な社会づくり」に寄与する。

3 実施期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 提供開始時期

令和4年8月中を目安として別途定める日

5 スケジュール（案）

以下のとおりとする。なお、詳細な時期は発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

時 期	内 容
2022年6月下旬まで	電子図書館システム引渡し
2022年7月上旬～下旬	サービス開始時に必要なコンテンツの納品
2022年8月初旬	住民へのサービス提供開始
2027年3月31日	業務完了

6 業務要件

(1) 電子図書館システムの構築

- ・図書館利用者はインターネット経由で、電子図書館システム用サイトにアクセスすることにより、電子図書を、検索・貸出・返却・予約・閲覧できること。
- ・パソコン（Windows、Mac）、スマートフォン、タブレット（iPadOS、Android）で電子書籍が閲覧できること。

- ・HTML 5 準拠のブラウザに対応したシステムであり、端末標準搭載のブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できること。

(2) 電子図書館システム利用環境の提供

- ・サービス提供時間は 24 時間 365 日であること（ただし、メンテナンス等やむを得ない停止を除く）。
- ・図書館職員等が利用可能なサポート窓口を開設し、問い合わせや障害に対応すること。
- ・電子図書館システムで認証されたユーザーID 以外からの不正アクセスを禁止する対策を講じること。
- ・SSL/TLS 通信による通信の暗号化を行うこと。

(3) 商用電子書籍コンテンツの提供

- ・県及び市町村協働電子図書館の利用登録者（有効な図書館カード所持者）は、受注者が提供する商用電子書籍を利用できるものとする。
- ・受注者は契約締結後、速やかに、県及び市町村の図書館職員が電子書籍を選書できるシステムを構築すること。
- ・2000 冊以上の個別発注不要なコンテンツが利用できること。

(4) 地域資料等オリジナルコンテンツのシステム登録

- ・長野県及び県内市町村が有する地域資料等のオリジナルコンテンツを電子図書館システムに登録及び削除する機能を有すること。

(5) 電子図書館の運用に係るサポート

- ・操作マニュアル作成、職員研修等の運用支援を行うこと。

(6) その他

その他、(1) から (5) に記載されていない要件について、別紙「協働電子図書館機能要件評価項目」に要望事項として付記する。

7 機密保持

- (1) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

8 その他

- (1) 提案業務の実施にあたっては、業務の内容及び範囲について、発注者と綿密な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。